

忍野村 議会だより

第113号

令和7年8月1日発行



忍野小学校3年生 議場見学

目次

■議長あいさつ	2
■村長所信表明	3
■各常任委員会の紹介／人事	4
■令和7年度一般会計補正予算（第1号）概要	5
■議案審議	6
■一般質問	7

櫻井をさみ議員 ●男女共同参画推進について

天野 秋弘議員 ●賃上げした企業への支援について ●ひまわり教室などについて

令和7年 第2回 忍野村議会定例会

[会期] 6月10日～6月26日

議長あいさつ

忍野村議会議長

大森 浩 義



このたび私は、議員の皆様方の御推挙によりまして、第75代忍野村議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございます。

私は、忍野村議会議員として3期目を迎え、副議長も務めさせていただきましたが、ここに皆様の御推挙を受けましたうえ

は、より一層精進し、円滑な議会運営を目指して、一身を投じて努めて参る所存であります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和7年第2回忍野村議会定例会（6月定例議会）を6月10日から6月26日までの会期で行いましたので「議会だより第113号」にて、皆さまにお知らせします。

一般質問には2人の議員が登壇し、3項目の質問が行われました。

審議案件につきましては、執行部より専決の承認が2件、一

般会計ほか補正予算4件、契約3件、条例3件が提出され、全案件可決成立しました。その他「再審法（えん罪被害者を救済するための手続きを定めた法律）改正を求める意見書」の請願書を採択し、国の関係機関に意見書を提出しました。

また、議長選をはじめ、常任委員会、特別委員会、一部事務組合議会議員などの議会人事を行いました。

新たな構成により、任期の後半がスタートしましたが、村民の皆様にはおかれましては、引き続き忍野村議会へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

村長所信表明



本日、ここに令和7年第2回忍野村議会定例会が開会されるにあたり、私の所信と共に提出いたしました案件の概要について申し上げます。議員各位並びに村民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、予てよりお話ししております村制施行150周年記念式典であります。来る8月8日に行われ、第48回忍野八海祭りに合わせ、同日午後より忍野村民ふれあいホールにおいて開催いたします。式典終了後は、同ホールにおきまして陸上自衛隊東部方面第1師団音楽隊による演奏などを計画しており、一般の方々にも御来場を広く呼び掛けるとともに、忍野八海祭りに際しても村制施行150周年記念事業として位置付け準備を進めております。

また、3月定例議会時にも説明いたしました。私は忍野村長就任以来これまで本村の現状を把握し、将来の忍野村はどのようにあるべきかを常に考え、進むべき方向性を模索する中、先ず村の財政状況を村民の皆様方と共に共有・認識し、今後の行財政運営に取り組みが必要であると考えております。

過去の歳入で最も多かった平成27年度から近年までの歳入(税収)状況を見ますと、税収の大幅な減収に加え諸物価の高騰に伴う経常経費が増加し続けており、これまで蓄えてきた財政調整基金を毎年5.6億円ほど取り崩し補填を行う中で、財政運営となっており、この状態が続くと数年後には財政調整基金が底をつき、村政は立ち行かなくなります。

しかしながら、子育て支援、教育水準の向上、高齢者及び身障者福祉施策の更なる充実、住環境整備などの村民生活に直結する施策は村政の最優先課題であり、後退することなく充実を図っていかねばなりません。先ずは、無駄を省く取り組みや村単独公共工事、各事業の見直しを計画的に行い、経費の削減を行いつつ、並行して新たな発想で地域資源を生かし地

域活性化の取り組みや自主財源の創出、税収の確保が求められております。

幸いにして忍野村には他に無い素晴らしいポテンシャル(可能性・将来性)があります。自然豊かな地域資源があります。

その一つに杓子山南麓の自然豊かで富士山の眺望が素晴らしい地域があります。この地域資源を最大限活用し、ホテル誘致や文化施設及びレジャー施設等を誘致し、多くの人々が働ける場、特に女性活躍できる場の創出が必要不可欠であります。

これにつきましては、既に数社が現地を視察しており、近く提案を受ける予定になっております。

また、定住促進につながるよう忍草土手土地や周辺地区については、区画整理事業を実施するうえで望ましい地区と考えております。

このことから、地域の皆様方に区画整理事業に対するアンケートを実施し、地権者の皆様方の意向調査を行っているところであります。

次に、鶏舎移転計画であります。現在継続的に候補地の用地交渉を行っているところであり、一部の計画地について同意が得られていない状況ですが、引き続き交渉に当たっております。

次に、高校生の自立した通学を実現し就学や円滑な学校活動の支援を行うため、全ての高校生を対象とした現行の高校生修学支援金

の3万円に2万円を加算し、合計で年額5万円を支給するための予算を改めて計上しており、これにより地域的な不利益が少しでも軽減できればと考えております。

このように、未来を見据えて総合的に対策を考えて各種施策を行うことにより、子供から高齢者までの全ての人々が住みやすい村創りにつながり、住み続けたいと思えるような忍野村になっていくと確信しております。

そして、忍野小学校建設2期工事についてであります。不調・不落のため事業実施ができず、子どもたちや関係の皆様方に御迷惑をおかけしております。現在、次の入札に向けて仕様や単価の見直しを行い、入札の準備を行っております。

以上概略を説明させていただきましたが、今後におきましても、急激に変化する社会情勢に対応しながら行っていくとともに、各種の事業提案に際して議員の皆様方のご理解・ご賛同をいただけるよう、丁寧な説明を心がけてまいりますので宜しくお願い申し上げます。(案件の概要は省略)

令和7年6月10日

忍野村長 大森 彦一

忍野村議会各常任委員会の紹介

次のとおり、我々が担当しております。住みよい忍野村、活力ある忍野村をつくるよう、全委員一丸となって頑張りますのでよろしくお願いいたします。相談ごとがありましたら気軽におたずねください。

総務教育厚生常任委員会

●所管事項

- ①総務課、企画課、税務課、出納室、教育委員会、住民課、福祉保健課、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務に関する事項
②他の常任委員会の所管に属さない事項



委員 大森 浩義



副委員長 小山田喜久



委員長 渡邊 慶泰



委員 天野 弥一



委員 天野 秋弘



委員 櫻井をさみ

観光産業土木常任委員会

●所管事項

- ①観光産業課、建設課及び環境水道課の事務に関する事項
②農業委員会の事務に関する事項



委員 小林 太伸



副委員長 渡邊 信介



委員長 湯山 央



委員 三浦 哲朗



委員 渡邊 隆三



委員 田邊 宏哉

人 事

議長 大森 浩義

(令和7年6月10日付)

副議長 小山田 喜久

(令和7年6月10日付)

議会運営委員会

委員長 田邊 宏哉

副委員長 渡邊 隆三

委員 小山田 喜久

委員 渡邊 慶泰

委員 渡邊 信介

委員 湯山 央

北富士演習場対策特別委員会

委員長 天野 弥一

副委員長 渡邊 隆三

委員 渡邊 慶泰

委員 大森 浩義

委員 渡邊 信介

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員

渡邊 慶泰

渡邊 信介

渡邊 隆三

鹿留山恩賜県有財産保護組合

令和7年度 一般会計補正予算(第1号) 概要

●歳入 97,936千円

款	項	補正要求額 (単位：千円)	主 な 事 業 概 要 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
分担金及負担金	負担金	2,831	放課後児童クラブ利用者保育料 2,831,000円	児 童 館
国庫支出金	国庫補助金	10,450	道路メンテナンス事業補助金 (湧池橋ボックス化設計業務委託) 10,450,000円	建 設 課
		46,579	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 46,579,000円	総 務 課
繰入金	基金繰入金	38,076	財政調整基金繰入金 850,776,000円 ※補正後	総 務 課

●歳出 97,936千円

款	事 業 名	補正要求額 (単位：千円)	主 な 事 業 概 要 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
総務費	土地建物財産管理事業	3,200	笹尾根公園賃貸借用地不動産鑑定業務 1,200,000円 用地測量業務 2,000,000円	総 務 課
民生費	忍野村物価高騰重点 支援給付金事業	3,786	システム導入業務費 1,518,000円、事務費他	福祉保健課
		42,840	不足額給付対象者 42,840,000円	福祉保健課
	児童福祉総務事業	5,400	高等学校等就学助成金 20,000円×270人 5,400,000円	子育て支援課
衛生費	上水道施設繰出金事業	2,772	上水道施設繰出金 2,772,000円	環境水道課
土木費	土木総務運営事務事業	800	村道鐘山線開通式委託料 800,000円	建 設 課
	橋梁維持補修事業	20,642	湧池橋ボックス化設計業務委託 20,642,600円	建 設 課
消防費	災害対策事業	572	平山前進基地局発動発電機修繕料 572,000円	総 務 課
教育費	給食室管理運営事業	6,853	学校給食調理場手洗水栓改修工事 6,853,000円	給 食 室

議員											
小山田 喜久			田邊 宏哉			湯山 中央			渡邊 信介		
監査委員											
富士五湖広域行政事務組合議員											
渡邊 慶泰			小林 太伸			山梨県後期高齢者医療広域連合議員					
田邊 宏哉											
富士東部広域環境事務組合											
渡邊 隆三			消防委員								
渡邊 慶泰			小林 太伸			忍野村公共工事適正化に関する調査特別委員会					
渡邊 慶泰			小山田 喜久			副委員長					
渡邊 慶泰			小林 太伸			委員					
湯山 中央			三浦 哲朗			天野 弥一					

議 案 審 議

こんなことが決まりました

報 告

- 報告第1号
令和6年度忍野村一般会計継続費繰越計算書の報告の件
- 報告第2号
令和6年度忍野村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件

承 認

- 承認第1号
専決処分の承認を求める件
【忍野村税条例の一部改正の件】
 - 承認第2号
専決処分の承認を求める件
【忍野村国民健康保険税条例の一部改正の件】
- 以上の2件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で承認されました。

契 約

- 議案第27号
二十曲峠展望公園トイレ駐車場建設工事変更契約締結の件
- 議案第35号
物件供給契約締結の件
【忍野村消防団第2分団消防ポンプ自動車（CD・I型）購入】
- 議案第36号
忍野中学校空調設備工事請負契約締結の件

補正予算

- 議案第28号
令和7年度忍野村一般会計補正予算（第1号）
 - 議案第29号
令和7年度忍野村人づくり資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第30号
令和7年度忍野村水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第34号
令和7年度忍野村一般会計補正予算（第2号）
- 以上の4件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

条 例

- 議案第31号
忍野村旧部落有統合財産管理条例の一部改正
- 改正の理由
旧部落有統合財産を貸し付けるに当たり損益を損なわないようにする必要があるため。
- 議案第32号
忍野村公衆便所設置条例の一部改正の件

改正の理由

出口池公衆便所の供用開始に伴い、当該条例に追加する必要があるため。

議案第33号

忍野村の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件

改正の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

以上の3件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

請 願

- 請願第1号
「再審査改正を求める意見書」採択に関する請願書の件

以上の件は採決の結果、全会一致で採択され、国の関係機関に意見書を提出しました。

継続審査

- ・議会運営委員会委員長
- ・総務教育厚生常任委員会委員長
- ・観光産業土木常任委員会委員長
- ・北富士演習場対策特別委員会委員長

以上の委員会より閉会中の継続審査の申し出がありました。

ここが聞きたい!

一般質問



櫻井をさみ 議員

質問①

男女共同参画推進について

問

櫻井をさみ議員

令和7年度は「第4次忍野ハーモニープラン」の見直しの年である。男女共同参画推進は、広範囲な活動で全ての人たちの生活に密着している身近な計画である。

少子化と高齢化は進み、生活の中で女性も育児、子育て、介護とどんな状況でも働き続けることのできる状況、それらを皆で支えることも将来的な村の発展にもつながる大事な計画であると考えます。

【質問】

①今年度、策定の第4次忍野ハーモニープラン工程について説明を求める。
②育児休業法の制定から忍野村の男性職員が何人、何日間休業を取得したか。

休業中の仕事の割り振り、取り組みは支障なく体制は計画に盛り込まれていたか。

③「女性活躍推進法」が10年間の時限立法として制定されているが、忍野村は制定しているか。どのような方法で推進しているか、情報の公開と成果について。

④農業委員に2名の女性委員がいるが、登用方法は、規定あるのか。女性の農業への視点を生かすために人数を増やすことはどうか。

⑤男女共同参画推進の視点を取り入れた「地域・防災分野への女性リーダーの育成」と要望についてであるが災害が発生した時、男女共同参画の視点がないと立ち行かないことは防災現場で言われている。婦人会組織もなくなり、発災した時には早急に女性のリーダー的存在が必要であるが、どのように捉えているか。

答 え

天野正保総務課長

議員のご質問にもありますとおり、忍野村では平成15年に男女推進計画「第1次忍野ハーモニープラン」を策定し、推進委員会が発足して今年度で22年が経過しており、現在の第3次計画が本年度末に終了することから、第4次の計画を策定中であります。

まず、今年度中の策定を予定しております第4次忍野ハーモニープラン策定の工程についてであります、
①「現状の分析・第3次ハーモニープランの評価」
②「第4次忍野ハーモニープラン策定に係る住民アンケート」
③「計画策定」

以上のような工程を進める予定であります。

現在の状況ですが、業者選定が終わり住民へのアンケート調査の準備段階です。

次に、男性職員の育児休業取得状況は令和4年度1名、令和5年度2名、令和6年度3名、令和7年度は現時点で1名、合計7名の職員がそれぞれ1ヵ月程度の育児休業を取得しております。

休暇取得者の業務については、休業

取得前に所属長への相談を行うとともに、他職員の協力を得て業務に支障がないよう調整しております。

次に、女性活躍推進法の施行にあわせ、本村においても「女性活躍推進法に基づく忍野村特定事業主行動計画」を制定し、情報公開はホームページにより行っております。

本計画では職場で女性が仕事と家庭を両立し、個々の持つ個性や能力を活かしていける職場環境の実現を目指すものであり、女性職員の管理職登用や出産や子育てにおける職場環境の整備などについて記載されています。

現在、本村では出産・育児に関する制度の周知、関係例規の整備や育児休業を考慮した職員人事などを実施しております。

次に、農業委員会の女性登用についてであります、平成28年の農業委員会法改正により、農業委員の選出方法が「選挙制と市町村長の選任制の併用」から「市町村長の任命制」に変更され、その際に女性委員の積極登用が示されました。

また、国の男女共同参画基本計画における成果目標である女性の農業委員等の登用率目標30%を念頭に、本村においても登用率向上に努める所存です。

次に、男女共同参画推進の視点を取り入れた「地域・防災分野への女性リーダーの育成」の取り組みについてですが、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、様々な意思決定過程への女性参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないといった課題が生じております。

このことから、国の防災基本計画、男女共同参画基本計画、避難所運営ガイドライン等において、地域の防災力向上を図るため地方防災会議の委員任命への女性参画の拡大や、自主防災組織の育成・強化や防災リーダーの育成等を図る際、女性参画の促進に努めるものとされております。

このため、地域・防災分野への女性の参画や女性視点での避難所運営等の必要性については十分認識した上で、女性リーダーの育成も念頭に防災体制の整備に努めているところであります。

また、村の防災会議委員に含めておりました婦人会会長、副会長については婦人会の廃止に伴い、現在、女性委員が不在の状態ですが、女性職員のアドバイザーとしての参加による女性視点での意見聴取に留意するとともに、今後は女性委員の参画を進めて

まいります。

再質問

櫻井をさみ議員

「現状の分析・第3次ハーモニープランの評価」と、住民アンケートが生成され住民生活につながり活かされること。「女性活躍推進法」も忍野村では計画が策定されている。この流れが忍野村の男女共同参画推進につながることを願う。

「委員会等における女性登用状況」と、「審議会等における女性の登用状況」の最新状況と今後に向けて女性の登用について。「地域・防災分野への女性リーダーの育成」の取り組みについて。

進めているとのことであるが、気候等の変動も以前とは違った様相を見せている。災害はいつどのような災害が起こるか分からない。取り組みの現況について説明を求める。

答え

天野正保総務課長

まず、「現状の分析・第3次ハーモニープランの評価」については、7月中旬を回答期限としたアンケートを18歳以上の忍野村民を対象として1200人に郵送をする予定になっており、回

答方法はアンケート用紙の返送かWeb回答ができるようになっております。

また、施策評価シートを作成し、各担当課からも第3次プランの評価を行い、これらの結果を踏まえ第4次忍野ハーモニープランの計画を策定していきたいと考えております。

次に、自治法に基づく「委員会及び審議会等における女性の登用状況」ですが、教育委員2名、選挙管理委員2名、公平委員1名、農業委員2名、人権擁護委員2名、行政相談委員1名となっており、今後も積極的に進めてまいります。

次に、「地域・防災分野への女性リーダーの育成」の取り組み状況ですが、近い将来発生が懸念されている南海トラフ大地震等、大規模災害に備え、災害に強い地域をつくるためには、国や地方公共団体ばかりでなく、地域住民自らが、平時時から災害対応力を高めおく必要があります。国や県において、地域で率先して防災活動を実践する人材、いわゆる防災リーダーの育成を目的とした「地域防災リーダー養成事業」、「甲斐の国・防災リーダー養成講座」等の取り組みが進められています。

基本的には、県の防災リーダー養成講座等に女性の適任者に参加していた

だき育成していくこととなりますが、これらの講座等の受講対象者は、区会長等の自主防災組織リーダー、消防団員、防災関係業務の従事者等で市町村の推薦を受けた者とあり、女性につきましては村の職員1名が受講しており、今後も女性の適任者の参加を推進してまいります。

また、防災リーダーの資質として、防災に関心を持ち平時時からリーダーとして地域で中心となり活動し、災害時に地域住民の先頭に立つて、地域の防災活動を主導していくことができることとあり、そのような人材が育つ土壌を醸成することが必要であるとともに、防災訓練や講和等への女性の積極的な参画を促し、防災知識・意識の高揚を図れるよう取り組んでいるところです。

再々質問

櫻井をさみ議員

住民アンケートを行うとのこと、村民の視点は最も重要なことである。評価の対象としてください。それと同時に各担当課の評価ですが、評価シートを作成、評価を行っているとのことですが、実行に反映したこと、何点でも結構です、答弁を求める。

次に、地方自治法に基づく委員会等

における登用状況ですが、審議会、委員会等に関しての登用率は町村の中では、忍野村の女性委員の登用率は増加している。今後女性の比率が3分の2になって行くと、様々な分野で男性と女性の視点が活かされた「まちづくり」につながると思う、今後、地方自治法に基づく委員会等における女性登用についての答弁を求める。

「地域・防災分野への女性リーダーの育成」について、地域防災育成の立ち上げは簡単に行くことではないと考える。

「防災リーダー育成講座」が開催された女性職員1名が参加したとのこと、災害が発生した時の取り組みにこのような対応策で行動に繋げることが可能なのか。

災害は何時起きるかわからない。毎年どこかで災害が起きている。日頃から災害に向かう体制を整え、訓練を繰り返して行かないと、実際に起きてからでは間に合わない、この対応では遅くないか。避難所開設、運営、復興計画等々人が集まればできることではないと考える。

山梨日日新聞に「防災会議女性の割合低迷」県内30%達成は2市町（韮崎市・富士河口湖町）のみの記事が1面

に大きく載っていました。何と防災会議に女性が一人もないのが忍野村と名指して記事の中にあつた。

このままでは、住民も安心して暮らすことができません。忍野村と住民の共同作業で行うことである。現状についての詳しい内容の答弁を求める。

答 え 天野正保総務課長

まず、第3次実績の各担当課での評価についてですが、現在各課からの評価について集計中であり、これまでの実績では防災対策として女性職員の防災会議参加や、それに伴い女性や乳幼児が必要な備蓄品の確保を行っております。

次に、地方自治法に基づく審議会、委員会等に関しての登用率の質問ですが、今後も様々な分野で女性目線での意見が反映され、暮らしやすい街づくりが実現できるよう、積極的な登用を進めてまいります。

次に、ご指摘の通り地域防災はリーダーの育成も含めて簡単にできるものではなく、リーダー養成講座の受講による防災リーダーの育成とともに、養成講座参加者の受講後の防災関係職への従事等も含めて、受講者の人材活用・

運用を考えていかなければなりません。先に答弁しました、県の防災リーダー養成講座に参加した村の女性職員1名につきましては、現在防災部署である総務課に勤務しており、防災訓練はもとより災害発生時には災害対策本部の主幹部署である総務部の一員として、その識能を十分に活用するとともに、村の防災会議委員に女性が0名という現状につきましては充分に問題認識しており、このことから、婦人会役員に

代わる適任者の選定について検討を続けるとともに、当面、女性職員等のアドバイザー参加による、女性視点での意見聴取に留意してまいります。

また、長期的に現委員である区会等の役職への女性の進出も含めて、女性の防災リーダーとなりうる人材が育つ土壌を醸成するとともに、防災訓練等の女性の積極的な参画を促し、女性の防災知識・意識の高揚を図るよう取り組んでまいります。



〔一番霊場〕 出口池

ここが
聞きたい!

一般質問



天野秋弘
議員

質問① 賃上げした企業への 支援について

問 い 天野秋弘議員

物価高騰はおさまらず、働く人の実質賃金は3年連続でマイナスとなつていきます。これでは生活が苦しくなるばかりです。

こうした中、政治の責任で賃上げを後押しする施策を実施している自治体が生まれています。中小企業は、賃上げしたくても経営にゆとりがなく、人件費を増やすことができない状況にあります。そこで賃上げした中小企業・零細企業に対して、行政が支援金を直接支給する制度です。県レベルでは岩手県、徳島県、群馬県、奈良県が実施しています。こうした「賃上げ応援助成金」のような制度を実施する考えはありませんか。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

現段階では本村単独で実施する予定はございませんが、山梨県が実施する場合には、上乗せ連携等を検討すべきであると考えております。

再質問 天野秋弘議員

「県が実施したら上乗せする」ということは、村の負担が発生することを認める覚悟があるということですので、今の経済情勢からして、賃上げや企業支援をまったく無視することはできないことをにおわす答弁だと少しは安心しました。

岩手県では時給を60円以上引き上げ、企業に1人当たり6万円を支給。群馬県では時給を5%以上引き上げた企業に1人当たり5万円を支給しています。本村に照らし合わせても財政支出が十分可能な規模だと思えます。県に先

行して実施することを再度求めますが、いかがでしょうか。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

本村での賃上げした企業への支援を単独での実施は考えておりません。山梨県との上乗せ連携等は、事業周知が効果的に行われ、交付決定等の円滑化が見込める場合に検討していく所存です。

再々質問 天野秋弘議員

賃上げした企業への支援を実施する考えがないことは良く分かりました。そこで、少し角度を変えて伺います。実施している自治体のこの制度の名称には「物価高騰対策」の呼称が入っていたり、実施の理由に「物価高騰対策のため」としており、賃上げを後押しする目的はまさに、物価高騰対策なのです。

ガソリンや光熱水費、仕入れ値などあらゆるものの値段が上がっており、中小零細・個人事業・農林業などの経営者も、物価高騰による大きな影響を受けていると思います。

こうした状況の時に企業支援策を考

えるのが行政の仕事だと思えますが、何らかの対策を実施する考えがないか伺って質問を終わります。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

「物価高騰対策」に係る内容につきましては、まさに議員ご指摘のとおりであると認識しております。企業支援策を行政が立案設計していくことに異論を差しささる余地はございません。

また、山梨県が本年4月1日から展開しております「賃金アップ環境改善事業費補助金」について周知徹底等に努めるとともに、議員ご指摘の本村単独での企業支援策について併せて検討いたします。

質問② ひまわり教室などに ついて

問 い 天野秋弘議員

子どもたちを取り巻く環境悪化が進んでいると思います。全国統計では、高校生を含めた生徒の不登校は41万人を超え、この10年間で3倍になつてい

ます。同時に、精神疾患で休業した教員が20年間で6倍に急増しています。この状態が続くなら教育環境はいつそう困難な状況になると思います。

そこですは、本村の小中学校生徒で不登校になっている子どもは何人いますか、また、その対応はどのようにしているのか教えてください。

次に、小学校において「ひまわり教室」というのがあると思います。村単独事業として実施されていると聞いていますが、その目的や何年経つのか、配置教育数、通っている児童数、実施内容について教えてください。

答え 長田広斉教育長

不登校につきましては、お答えできる範囲とさせていただきます、その対応につきましては、平成29年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が施行、また令和元年には文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されました。

これらに基づいた『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」等に関するガイドライン』を策定し、村も「教

育機会の確保」に努めております。

次にひまわり教室とは、算数と国語において、苦手な児童に対し、適した指導をする事により、出来る限り同じクラスメイトと同等のレベルに達するよう行われている必要かつ重要な事業で、苦手意識の解消はもちろんのこと、個々で行う授業のため、それぞれに対し大きな成果を上げている現状であります。

また、平成元年度から始めており、児童の数はその年により違いがありますが、教室として行える人数は10人程度と理解しています。指導の先生は、本年度より2名体制で行えるようになりました。

再質問

天野秋弘議員

不登校問題は、文科省からの通達に基づき「教育機会の確保」に努めているとのことですが、どのような対策をしているのか分かるように説明してください。

ひまわり教室について質問しようと思ったのは、村民から「先生が1人だけで大変なのではないか。先生を増やせないものか」という情報と要望が寄せられたことによるものです。しかし、

本年度から2人体制にしたとのことで大変喜んでいます。

このような学習の遅れをサポートする「ひまわり教室」のような制度を実施しているのは、県内で本村しかないと聞いていますが事実でしょうか。

答え 長田広斉教育長

文部科学省は、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」と基本的な考えとし、学校外の多様な学びを確保するよう示しております。村も同様の考えで進めております。

次に、ひまわり教室の教員配置につきましては、必要な人数を必要な時期に配置できるよう教育委員会内で、共通認識として徹底していきたいと思えます。

また、議員の再質問のとおりこのひまわり教室は、県内で本村だけの事業であることは事実でございます。

再々質問

天野秋弘議員

不登校問題では子どもの自主性を大切にして下さい。行けば具合の悪くなるような学校に行く義務はありません。子どもたちは安心して休む権利があります。

不登校問題の解決には、時間がかかると思いますが、子どもの思いをまるごと受け止め、子どもの休息と回復を温かく見守り、粘り強く、また柔軟性を持った対応で、少しでも改善がはかれるようお願いします。

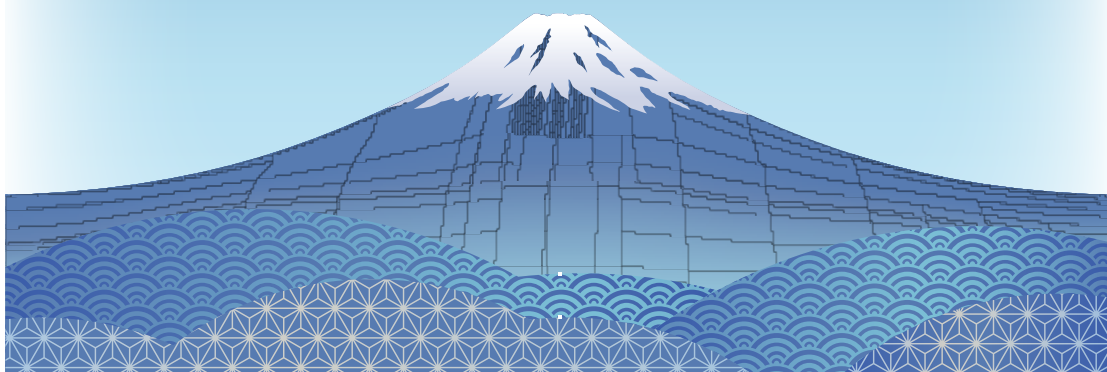
学習の遅れが不登校の原因にもなります。この点で「ひまわり教室」のような学習の遅れをサポートする制度はとても貴重だと思います。県内で本村しか実施していないことを異常と捉えず、むしろ先進だという受け止め、今後も廃止することなく実施されることを求めて質問を終わります。

答え

長田広斉教育長

どちらの案件にいたしましたも、柔軟性を持った対応と、ひまわり教室においては、今後も継続する体制づくりを整えておきます。

議会だより第113号は、
忍野村ホームページにも掲載しています。



忍野村議会事務局 TEL 0555-84-3111 TEL 0555-84-7780 (直通)

印刷／(株)GRANT 富士吉田市旭2-2-17 TEL 0555-24-7736